

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区白山浦1-  
238-6  
TEL/FAX  
025-288-6611  
市民の会年会費 1,000円

## 第19回口頭弁論

2017年5月18日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟の第19回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約60人が傍聴行動に参加しました。

### 弁護団からの主張

伊東良徳弁護士は準備書面(53)で、緊急時対策所

の欠陥と被告の主張の信用性について説明しました。東電は、2014年4月の段階で、重要免震棟は7つの基準地震動の全てに耐えられないと解析していましたが、原子力規制委員会には「震度7に耐えられる」と虚偽の説明をしていました。しかし、今年の2月14日、東電は重要免震棟の耐震不足を突然公表しました。福島第一原発事故における東電の最終報告書では「重要免震棟がなければ、事故の対応は、継続不可能だった」と自ら報告するほど、重要免震棟は事故時に必要な施設です。重要免震棟の耐震不足は、被告東電の主張全般の信用性に疑問が生じる問題です。

緊急時対策所は、重大事故等に対処する設備として、新規制基準上必須としています。重要免震棟を使用できなくなった東電は、5号機原子炉建屋3階にある緊急対策所を事故時に使用するとしました。伊東弁護士は「原子炉建屋3階は、福島第一

原発4号機で例えると、水素爆発があったすぐ隣り」と指摘し、爆発で破壊された建屋の写真を示しながら危険性を訴えました。

高野義雄弁護士は、テフラ(火山灰)について東電を追及しました。県内の地質の専門家による柏崎刈羽原発活断層問題研究会は、4月14日、東京電力が約20万年前に堆積した「刈羽テフラ」を、約13万年前に堆積した「藤橋40」とほぼ同じ成分であることを公表しました。「刈羽テフラ」は、原発敷地内の古安田層に堆積しており、断層は将来活動しないと東電は評価しています。「藤橋40」は、13万年前から12万年前以降に形成された中段段丘で見つかりました。新規制基準では、



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進



裁判後の報告集会



古町の街頭宣伝でマイクを持つ近藤正道弁護士

13万年から12万年前以降にずれた断層は活断層と評価されます。古安田層を20万年前と主張する東電の主張は、さらなる調査と検証が求められます。

地下水問題で東電は「サブドレインのポンプが停止しても地下水位の上昇は緩慢に進行するので、主要建屋の基礎版に対する、設計上考慮している浮力を超える問題は限定的」であると回答しています。この限定的となる問題はどのようなものか、再度、釈明を求めたいです。

## 市民の会の活動

東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会は、第19回口頭弁論期日前のお昼に、毎回、街頭宣伝行動を行っています。5月18日、古町十字路で原告、弁護団、市民の会のサポーターら10名でチラシ配布を行い、1時間で300枚のチラシを配布しました。次回、第20回口頭弁論期日前にも12時から古町十字路で行います（参加される方は事務局までお電話ください。場所が変更する場合があります）。

街宣では、若い人や働く人たちのチラシの受け取りが悪い一方「再稼働に絶対反対です」と声をかけてくれる市民もいます。東日本大震災から6年、裁判が始まって5年が経過しますが、県民の原発反対の声は根強いものがあります。今後、裁判への関心をいかに市民へ広げていくかが課題です。

### 第20回口頭弁論期日のご案内

日時：2017年8月1日（火）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

#### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2017年7月21日（金）午後5時（厳守）

#### (2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

#### (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも新潟県弁護士会館。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後） 報告集会・記者会見

#### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

## カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくをお願いします。